

さいたま市建築工事施工立会い実施要領
新旧対照表

新

旧

備考

<p>(施工立会い請求書の提出要求等) 第5条 監督員等は、受注者等から施工立会い請求書を提出させなければならない。</p>	<p>(施工立会い請求書の提出要求等) 第5条 監督員等は、受注者等から施工立会い請求書を2部提出させなければならない。</p>	<p>提出部数の削除</p>
<p>(監督指示) 第4条 監督員等は、施工立会いについてあらかじめ必要な事項を監督指示として書面にし、受注者又は現場代理人(以下「受注者等」という。)に通知しなければならない。</p>	<p>(監督指示) 第4条 監督員等は、施工立会いについてあらかじめ必要な事項を監督指示として文書にし、受注者又は現場代理人(以下「受注者等」という。)に通知しなければならない。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>(主任技術者等の立会い要請) 第6条 監督員等は、主任技術者等に施工立会いへの出席を要請するときは、施工立会い予定日の3日前までに書面にて通知しなければならない。</p>	<p>(主任技術者等の立会い要請) 第6条 監督員等は、主任技術者等に施工立会いへの出席を要請するときは、施工立会い予定日の3日前までに文書にて通知しなければならない。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>(施工立会いの合否等) 第7条 監督員等は、施工立会いの結果、合格と認めた場合には、その結果を受注者等に通知しなければならない。 2 監督員等は、施工立会いの結果、不合格とした場合には受注者等に施工の手直し等を書面にて指示しなければならない。この場合、手直し等に必要な期間については、受注者等と協議して決める。 3 監督員等は、前項の手直し等が完了した場合には、再度受注者等から施工立会い請求書を提出させなければならない。この場合、手直し完了報告書を添付させなければならない。 4 監督員等は、前項の請求に基づく検査を行う場合には、主任技術者等の立会いを求めなければならない。 5 監督員等は、前項の検査の結果さらに不合格となった場合には、受注者等に検査対象の現状保存を指示し、指示内容等を総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>(施工立会いの合否等) 第7条 監督員等は、施工立会いの結果、合格と認めた場合には、その結果を受注者等に通知するとともに、1部保管しなければならない。 2 監督員等は、施工立会いの結果、不合格とした場合には受注者等に施工の手直し等を指示しなければならない。この場合、手直し等に必要な期間については、受注者等と協議して決める。 3 監督員等は、前項の手直し等が完了した場合には、再度受注者等から施工立会い請求書を提出させなければならない。この場合、手直し完了報告書を添付させなければならない。 4 監督員等は、前項の請求に基づく検査を行う場合には、主任技術者等の立会いを求めなければならない。 5 監督員等は、前項の検査の結果さらに不合格となった場合には、受注者等に検査対象の現状保存を指示し、指示内容を文書にして総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>保管の削除 書面の追加 文言の修正</p>
<p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>追加</p>